

## 事例研究～中国ビジネス法務

(第37回)

「史上最強」の新環境保護法が及ぼす影響

北京市大地律師事務所 / 日本部

パートナー弁護士 法学博士 熊琳



「APECブルー」という流行語に見られるように、中国でも環境問題への関心が高まりを見せる中、去る2014年12月28日には北京で第8回日中省エネ環境フォーラムが開催されるなど、環境問題へのさらなる取り組みが大きな課題となっています。このような状況を背景に、全人代の常務委員会は14年4月24日、環境保護法の改訂および15年1月1日からの施行を決定いたしました（以下、「新法」という）。中国で初めて環境保護法が施行されてから25年、旧環境保護法下では環境汚染行為に対する処分が非常に甘く、違反行為に科せられる処分よりも、違反行為によって得られる利益の方が大きいため、抑止力を持たず、このため中国の環境汚染は悪化の一途をたどる、という状況でした。

こうした事態に対応すべく、新法では政府の権限、責任を大幅に強化し、違法行為に対する処置も大幅に引き上げられるなど、厳しいものとなりました。また公害訴訟の主体も拡大されており、「史上最強」の環境保護法と称されるなど、熱い注目を集めております。

## ◇新環境保護法の施行直後に発生したケース

今年1月1日の施行後、わずか数日で、新法が適用されたケースが続々と登場しました。中でも大きな注目を集めたのは、次の2件となります。

(1) 違法な汚染排出を是正しなかった企業責任者（高級管理職）を、行政拘留したケース

1月1日、湖南省湘潭市雨湖区環境保護局の取締官は、環境汚染企業9社に対し『汚染物質の排出停止を命じる決定書』（以下「決定書」という）を送達。続く1月5日、雨湖区環境保護区は雨湖公安分局の取締官と共同で、決定書を送達した企業数社に対し再検査を行い、決定書の執行を拒んだ企業に対して、現場で証拠を収集のうえ、企業責任者（高級管理職）3人を行政拘留しました。

(2) 福建省において、公害訴訟が受理されたケース

新法では、条件にかなう民間団体は公害訴訟を提起できることとなっております。1月1日、民間団体「自然の友」と「福建緑家園」は共同原告として、汚染行為者に対し公害訴訟を提起し、福建省南平市中級裁判所はこれを受理しました。

## ◇環境保護取り締まりの強化により、現地の日系企業に大きな影響も

新法による規制強化は、とりわけ次の点で、中国に投資している日系企業の生産経営活動に、大きな影響を与える可能性があります。

(1) 新法は、汚染物質の総排出量をコントロールすることを中心に規定しており、国務院が設定した総排出量に基づき、各地方政府は管轄する企業に対し、それぞれ排出削減目標を設定しています。もし企業が地方政府の課した排出削減目標を達成できない場合、企業に対し生産制限、生産停止、ひいては営業場所の移転など、一連の措置を命じることができます。さらに情状が重大な場合には、企業に営業停止、閉鎖まで命じることができることとなっているようです。

このように、新法では地方政府の環境保護機関に、非常に大きな取り締まり権限を与えております。現在、一部の地方政府では、「ここでは汚染物質の排出が許されない」との理由から、企業に移転または閉鎖を要求するといった事態も発生しております。これに伴い、従業員の処遇、経済補償金の支払いなどを含め、複雑な問題を引き起こすことが懸念されます。

(2) 新法では、地方政府における環境保護機関が、企業の違法行為に対し制裁金を科す処分を行った後、是正がされるまで、1日ごとに連続して制裁金を科すことができるとされております。これにより、企業に速やかな対応を強いるものとなります。